



2022年11月14日

各 位

会 社 名      B C C株式会社  
代表者名      代表取締役社長 伊藤 一彦  
                    (コード：7376 東証マザーズ)  
問合せ先      常務取締役管理本部長 岡林 靖朗  
                    (TEL. 06-6443-7878)

### 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2022年11月14日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2022年12月23日開催予定の第9回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記の通り、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本制度の導入の目的及び条件

##### (1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

##### (2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を取締役の報酬として付与し、又は、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。当社の取締役の報酬等の額は、2016年8月25日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内とご承認いただいておりますが、本株主総会では、当該報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

#### 2. 本制度の概要

本制度による譲渡制限付株式の付与は、①取締役の報酬等として金銭の払込みもしくは財産の給付を要せず、当社の普通株式の発行もしくは処分をする方法、又は②対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資させて、当社の普通株式の発行もしくは処分する方法のいずれかの方法により行うものいたします。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年間6,000株以内とし、その報酬総額は、現行の金銭報酬とは別枠で年額5百万円以内といたします（ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合には、上限数はその比率に応じて調整される

ものいたします。)

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間としております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社取締役会において決定いたします。

なお、本制度による譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。
- ② 法令、社内規則又は本割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当該取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を当然に無償で取得すること。

以 上